

特集 《知財教育》

弁理士教育の変遷や現状～ 弁理士試験を通して

会員 佐藤 卓也



要 約

私が初めて知的財産権に触れたのは、今から40年ほど前になる。知的財産権の教育といっても現在と違い各種情報や教材がありふれている時代ではなかった。法学部を出て初めて特許法等を学び、弁理士試験を挑戦しようと思ったのが入社後数年経過してからである。弁理士受験は都合5回目の挑戦で合格し、その後受験機関で講義をしてきて今年で28年目になる。

その間、知的財産権を取り巻く環境の変化から弁理士試験制度や試験問題も様々に変遷してきた。幸いに多くの方々が合格され様々な分野で活躍されている。

ただ知的財産権法の多くは、民法等の一般法を前提とした修正法であるため、法律の学びの最初に知的財産権法を学ぶ多くの弁理士受験生には、なかなかその理解が難しい。また一言で弁理士試験と言ってもそれぞれの時代に即した能力が要求される。

そこで本稿では弁理士試験の変遷を見ながら必要な学び、そして今後の弁理士試験に対する私見を述べていきたいと思う。

目次

1. はじめに
2. 知的財産権法の学び概論
 2. 1 弁理士とは
 2. 2 各法律の学びの違い
 2. 3 大学の法学部での知的財産権法の学び
 2. 4 知的財産を学ぶ際の特徴と勉強の特徴
3. 弁理士試験とは
 3. 1 前提
 3. 2 求められている能力
4. 弁理士試験制度の移り変わり
5. 旧試験時代の弁理士試験
 5. 1 旧試験時代の弁理士試験の概要
 5. 2 旧試験時代の選択科目3科目受験の負担と重要性
 5. 3 旧試験時代の多枝選択式試験（現在の短答試験）
 5. 4 旧試験時代の論文試験
 5. 5 実用新案法の特許法との一元化（その影響）
 5. 6 条約単独出題の廃止（その影響）
 5. 7 旧試験時代の口述試験
6. 現行制度当初（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）
 6. 1 概要（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）
 6. 2 短答試験（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）
 6. 3 論文試験（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）
7. 平成17年～平成末前後の弁理士試験
 7. 1 短答試験（平成17年～平成末前後の弁理士試験）
 7. 2 論文試験（平成17年～平成末前後の弁理士試験）

8. 平成末・令和以降の弁理士試験
 8. 1 問題文の変化（論文）
 8. 2 論点を正面から記載させる問題の登場
 8. 3 科目特性を問う問題の出現
 8. 4 条約を国内法で問う出題
 8. 5 実務的視点を問う問題
9. 弁理士試験問題を振り返って
10. 最後に

1. はじめに

私が知的財産というものに初めて触れたのは、今から40年以上の前の大学3年次の講義（当時は工業所有権法という授業だったと記憶している）であった。「工業」と名前を冠する授業は珍しいこと、また俗にいう楽に単位が取れる授業であることから授業選択を行った。講義を担当された先生は橋本良郎先生で、特許法（通称赤本）という先生の書籍に従い授業が展開されていた。授業が特許法のみで、授業時間は土曜日の2限に設定という要因からか、受講生は20名いるかいないかの状況であった。ただ学年末試験の際には大教室が満杯でも足りない状況だったのには正直驚いた。当時の大学の法学部も知的財産権に関する認識は非常に低いというイメージであった。4年次になり慌てて就職活動を開始し、企業法務勤務のOBの話を伺う機会があった。その先輩曰く、「これからは工業所有権の時代だ。企業ではそのような学問が重要だ。また工業所有権の中には特許以外に、商標や意匠などの文系も活躍できる分野が多くある」と。その時初めて企業の考え方と法学部での知的財産権の考え方に温度差があることを感じた。

その話の後、近くの書店で工業所有権関連の書籍や、その中で弁理士という国家資格があることを初めて知った。内定後の配属希望はこれを軸として行い、運よく某大手企業知的財産権本部（当時は特許部）に新卒で配属された。弁理士試験には入社4年目から本格的な試験勉強を開始し、5回目の受験（平成9年）で合格することができた。その後、受験機関で受験指導を開始して今年で28年目になる。自己の受験時代から今に至るまで、試験制度はもちろん、試験問題そのものも様々な変遷を経ている。このことは弁理士の役割や受験者層の変化によるところが大きいところではあるが、長年受験指導に携わってきた者として試験制度そのものというよりは、試験で問われている内容から知的財産権に関する学びについて私見を述べていきたいと思う。

2. 知的財産権法の学び概論

2. 1 弁理士とは

弁理士は弁理士法1条の使命条項に規定があるように、「知的財産権の専門家」とされている。その専門性を有する資格者になり得るための考査として弁理士試験がある。知的財産権という学問体系の共通性から、知的財産権に関する学びはどの法律も似たような態度で学べば足りるかというとは実はかなり異なる場合があると考えている。

2. 2 各法律の学びの違い

弁理士試験の対象である知的財産権の中には、特許庁による審査後に権利が付与される産業財産権（工業所有権）と、著作権等のその他の権利がある。従来も現在も、弁理士の中核的業務はそのうち、産業財産権（工業所有権）にかかる特許庁に対する代理業務である。この部分は発明者の意図を把握し、文章で十分に表現して権利を作るという作業であり、他士業にないという特質を有する。一方で、画一性・迅速性を旨とする行政庁関係の手続きが中心であることから、特許庁の審査基準・審判便覧等の見解（結論）を重視してひたすら暗記に走る受験生が多い。暗記の重要性は否めないが、審査基準・審判便覧等は特許法等の審査や審判での特許庁の公権解釈にすぎず、何故？そのように考えるかという理由はやはり必要だと思う。

更に、産業財産権（工業所有権）でも特許権や商標権等の権利化以降の部分や、創作した瞬間に権利が生じる著作権等は、問題となる部分が侵害や、取引に関する事項であり、個々の事案ごとの利益衡量や背景事情を踏まえ

た法の解釈が要求される。このため、特許庁の手続きに関する事項とは異なる視点を持つことが必要だと考えている。ただこの業界に入り、受験勉強を開始した際に、私はその点を明確に指導されたことがなかった。そのため弁理士試験の勉強を開始したときには、法学部での学びとかなり乖離し、非常に戸惑った記憶がある。ここに知的財産権法を学ぶ難しさがあると思う。

そこでまずは大学での学び、特に知的財産権法ということから、法学部でどのように知的財産権法を学ぶのかについて考えていきたいと思う。

2. 3 大学の法学部での知的財産権法の学び

大学の法学部では知的財産権法は、応用科目として第3年次以降に学ぶのが一般的である。何故、その年次から学ぶのであろうか？大学法学部では主として財産権の取り扱いを学ぶが、その財産権は、有体財産と無体財産に分かれ、法学部生全員が主として学ぶのは有体財産についてである。そこで、まずは1・2年次の民法等で財産一般の取り扱いを学び、その知識を前提として知的財産権法を学ぶ体系になっている。

大学での体系がそうであることから、知的財産権法の権利化後の部分はあくまでも民法等の一般法の修正に過ぎない。そのため、知的財産権法の中に具体化されていないことは、ほぼ民法等の一般法の規定による。この点は、審査を要しない著作権法や不正競争防止法は、むしろ民法等の一般法に近いと考えている。しかし、弁理士試験の様々な解答例等を見ると、解答の導き方は特許法に規定がないことを解答の根拠とするものが多い。間違いではないが本来、特別法たる特許法等に規定がない場合には、一般法たる民法等の規定によるべきで、その考え方の根本から正解に導くことができるはずである。ただ、どうしても弁理士の業務の中心が前述したように対特許庁に対して権利を作るという極めて独特の分野であるため、その辺の考え方が軽視されてきたのかもしれない。

他方、知的財産権法の中でも、産業財産権（工業所有権）の権利発生前の特許庁に対する代理業務、すなわち権利を作るという作業の箇所は民法等の対象としている一般法にはなく、知的財産権特有のものということができる。大学法学部でも、法解釈等の問題が生じ難く実務に直結していることから詳細はあまり学ばない。そのため、民法等の一般法の土台がなくても、当該部分の理解は全ての者が同じスタートラインに立ち、受験のスタート時には弁理士の中核的業務である権利化前から学ぶため、これが知的財産権法の中核であると考えてしまうことになるのかもしれない。

2. 4 知的財産を学ぶ際の特徴と勉強の特徴

また知的財産権法の特徴として、産業界の要請等により改正の頻度やスピードが早いということがある。そのため、現行制度を勉強しているだけでは不十分で、改正前の制度がどういう内容で、何が問題であったのかという沿革を学ぶことは他の士業以上に重要であると考えている。例えば関連意匠については試験という面から、現時点での令和元年に改正された意匠法を学べば十分であるはずである。しかし、令和改正前の関連意匠制度と令和改正後の関連意匠制度とでは、名称こそ同じだが、その趣旨とする内容はかなり異なる。そもそも関連意匠制度が施行される前の類似意匠制度（旧意匠法10条1項）では、「意匠権者は、自己の登録意匠と類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について類似意匠の登録を受けることができる」と規定されるだけであり、類似意匠の出願時点は何時であろうが問題としなかった。そのため、類似意匠として登録された意匠権に独自の効力を有するか否かという点の対立があった。しかし同時期に創作されたバリエーションの意匠には創作的価値に差異がなく、同等の保護価値が認められるはずである。

平成10年改正の意匠では出願日同日に限り、同等の価値を有するものとして関連意匠を認めると共に、関連意匠の意匠権にも独自の効力を認めることとされた。

他方、バリエーションの意匠とは認め難い関連意匠にのみ類似する意匠には登録を認めると無限の連鎖となり得ることからその登録は認められないとされていた（旧意匠法10条3項⁽¹⁾）。

それが令和元年改正により、デザインのブランド化を図ることから関連意匠にのみ類似する意匠も登録を認めるようにされた。

この流れが理解できていないと現行の制度の理解はなかなか難しい。

このような改正の経緯を含めての理解は弁理士受験の特徴かもしれない。またそのような考え方が身につくことで、今後新たに生じる将来の問題点まで予見ができる力が身につくようになってくる。

更にその改正は国内事情だけではなく、条約の要請又は海外法との平仄からなされる場合があり、その経緯を十分に知ることが現行法の理解に繋がるという側面は他の法律を学ぶ以上に強いと感じている。

3. 弁理士試験とは

3. 1 前提

弁理士法9条では、「弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。」と規定されている。すなわち弁理士試験では、これから弁理士になろうとする者に対し、①必要な学識、②その应用能力を考査することを目的とするものである。では、ここで言われている①必要な学識、②应用能力とは何であろうか。

3. 2 求められている能力

この点、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会「弁理士試験の具体的実施方法について」には以下のような記述がある⁽²⁾。

(1) 短答式筆記試験

弁理士活動を行うに当たり、必要な基礎的知識を有するか否かを判定し、かつ論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から許容できる最大限度の受験者を選別するために、基礎的知識、法条の解釈及び理解を問う問題を出すものとする。

(2) 論文式筆記試験

弁理士活動を行うに当たり、基礎的に必要とされる法条の解釈及び理解力、判断力、論理的展開力、文章表現力等の総合的思考力を問う問題を出すものとする。

(3) 口述試験

論文式筆記試験で確認された総合的思考力等に基づく口述による説明力を問う問題を出すものとする。

とされている。ここで、明らかなように短答試験と論文試験では、弁理士活動を行うにあたり必要な基礎的知識、法上の解釈、理解力を問うことは同様で、論文試験はそれ以外に判断力、論理展開力、文章表現力等を問う点に特徴を有するものだということが分かる。

ではそこでのいうそれぞれの能力とはどのようなものであろうか。社会の変化に応じて弁理士に求められる能力が変わるようになってきたことから、弁理士試験で要求される能力にも変化がみられるようになった。そのため以下では、試験問題等との変遷を通じて求められる能力が何なのかについて見ていきたいと思う。

4. 弁理士試験制度の移り変わり

一概に弁理士試験といっても、①平成12年度の弁理士法改正前（以下「旧試験」という）と、それ以降の試験（以下「現行試験」という）では試験そのものが異なる。また現行試験でも②改正当初（平成14年～平成16年）と、③平成17年～平成20年代末まで、そして④平成30年代から令和に入ってから試験はそれぞれかなり内容が異なると感じている。そこで、まずは段階的に弁理士試験の変遷及び必要とされる学びについて述べていきたいと思う。

5. 旧試験時代の弁理士試験

5. 1 旧試験時代の弁理士試験の概要

私が受験したのは、いわゆる旧試験といわれる試験である。当時の試験は今とは違い、多数の免除制度はなく、口述試験の翌年度の免除を除いて免除制度はなかった。

試験科目は弁理士の専権業務である、工業所有権に関する法令及び工業所有権に関する条約に関し、短答試験で50問、論文試験では特許法と実用新案法は別科目とされ、それぞれ各2問、意匠・商標・条約も各2問ずつ出題され試験時間は各2時間の試験であった。

また論文受験者が全員、技術系科目31科目と法文系科目10科目から予め受験者の選択した3科目を各2問、各2時間で解答する試験であった。試験日程も、合格年の平成9年弁理士試験論文試験日程表によると7月28日（月曜日）、7月29日（火曜日）の2日間が必須試験日、7月30日（水曜日）～8月2日（土曜日）までが任意に選択した選択科目の試験日であった。

論文試験が日曜日に実施されていないことはもちろん、試験日が4日前後（私の選択科目は憲法、刑事訴訟法、行政法であったため必須科目試験の翌日～翌々日までかかった）と長期間の試験であり、仕事を持ちながらの受験は負担が大きかった。また、試験途中（特に選択科目受験最中）で断念したのか途中退席する受験生がいる中で黙々と解答を記載しなければならず、精神的な負担がかなり大きいものであった。

5. 2 旧試験時代の選択科目3科目受験の負担と重要性

選択科目は必須科目である工業所有権とは範囲が被ることがなく、要求されている能力もかなり異なるものであった。そのため、1科目をマスターするためには、各科目ごとに1年×3科目（計3年）かかる受験仲間中では言われていた。（私の合格した年の平均的回数は公式の見解では示されていないが、5回から6回程度であったと記憶している。現在、多くの受験生が免除を受けている試験で平均回数2.41回（令和6年度）という数字からもその点は正しかったのかもしれない⁽³⁾。

私は前述したように選択科目として、憲法・行政法・刑事訴訟法を選択した。これらの試験科目が要求しているものは純然たる法律の解釈である。解釈であるので、結論が割れるもの（実務ならば最高裁の判例がないようなもの）であればどの結論を採用しても間違えではない。

そのため、議論するためには必ず何故その点の見解が割れるのかという問題の所在を考え、そして結論を導く際には必ず許容性（条文の根拠）の他に、必要性（趣旨からの解釈）の2つの視点から結論をつけるようにと指導を受けた。

また判例もその結論に至った事実の幅（射程）を考えて読み、本試験事案と判例事案の微妙な違いは何かを考えて記載するように注意した。これは必須科目ではほほない思考方法であった。

平成12年の弁理士法改正（試験の施行は平成14年から）により選択科目については多くの受験生が免除されるようになり、また免除されない場合も選択科目の中に著作権法等、比較的必須科目に親和性が高い科目が設置されたことからその負担が軽減された。

このことは受験生の負担緩和という点では非常に喜ばしいことではあったが、その反面、知的財産権法の体系を理解することが少なくなるきっかけとなってしまったのかもしれない。

また現行試験とは異なり試験の天王山は論文試験であり、解答記載に際しては題意把握を重視することと、審査基準等の必要事項の暗記を徹底するよう指導された。そのため、当時は進歩性等の審査基準等は一言一句違わずに暗記する勉強が中心であり、そこまで暗記の必要がない短答試験と論文試験を切り離して勉強する受験生が多かった。

5. 3 旧試験時代の多枝選択式試験（現在の短答試験）

第1の関門は多枝選択式試験であった。平成12年改正弁理士法で短答試（択一式を含む）とされ、5枝から正解枝を選択するという形式の他に、簡単な数値の記入や正誤についての解を求めることができるとされた。これに

よって、穴埋め問題や文章の並び替え問題の出題がなされるようになった⁽⁴⁾。

ただ、その多くは正誤判断を求める問題であり、現在の短答式試験とさほどの違いはないが、当時は解答がない（ゼロ解答）というものが約 10 問程度あり全ての枝単位での正誤の正確性が要求された。また短答免除がないため、昨年度の多枝選択式試験を通過しても論文を通過しない受験生（いわばプロ受験生）達が毎年受験をする試験であった。そのため、昨年度多枝選択式試験を通過した人はほぼ定席とされ、一度も多枝選択式試験に通過した経験がない人が合格できる枠は昨年度の最終合格者の数（120～130 名程度）というような状況で必然的に合格最低点（当時は未公表であったが受験機関の予想では 7 割～8 割）が高く一言一句違わず正誤が切れる知識が要求された。

また、試験問題や解答の非公表等も影響してか、試験の問題がかなり抽象的で、出題者の意図がどこまで問うているのかの見分けが付き難い問題が多かった。そのため、条文を読み込む際には、要件→効果の他に、過去問を通じて試験委員は何をどこまで問うているのか、何故？この文言を問題文に入れているのか等を徹底的に分析する力を得ることができた。この経験はその後の論文試験の勉強に非常に役立った。

5. 4 旧試験時代の論文試験

論文試験は現行試験とかなり異なる。現行試験の論文試験は長文で複雑な時系列による小問形式（それも各問題が相互に関連性を有しない独立問題）となっている。そのため読解に時間を要する。ただ、各小問ごとに問題文を読むと、何を問うているかに詰まることはない。ある意味、題意把握に困ることはない。

一方旧弁理士試験は大問形式で、緩い抽象的な問題設定になっていた。従って、記載すべき事項はある程度決まるのだが、どこで他人と差異をつけるのか、どこまで問われているのか、これらの点を考えて記載することが重要だった。

また問題文の記載も、「言及せよ」、「説明せよ」、「論ぜよ」や、「～を挙げた上で説明せよ」や、「～挙げつつ説明せよ」等、問題文の問われ方によって、解答の記載内容や記載量を意識することが必要といわれてきた。

この点は、現在の試験でも制度趣旨を問うような問題「商標権について存続期間を設けた趣旨を、特許権の存続期間の趣旨に言及しつつ述べよ。（平成 22 年度商標法設問 1）」や、「関連意匠（意匠法第 10 条）の制度の趣旨について、意匠権の効力及び平成 18 年法改正にも言及しつつ、説明せよ（平成 22 年度意匠法）」等でも見受けられる。

本来この手の問題は、趣旨を説明する過程の中でその項目を記載することが求められるが、現行試験での解答の主流はこれらの点を意識せず、ともかく必要事項を記載することになっているような気がする。これは当時の試験が現行試験のように小問形式で出題されるものではなく、記載量も約 1.5 倍程度が要求されていたことや、題意把握を重視する指導が徹底していたことに起因するのかもしれない。

そのため、論点（題意に沿って項目を選択すること）、論述（各項目が論述として流れているか）、論旨（各項目がどの順番で記載され、どう繋がっているのか）等の論文に必要な点を論文らしく記載すること、すなわち明細書や意見書等の書面を相手方に伝わりやすくどう記載することができるかという点が要求されていた。その意味では、弁理士試験で要求されている基礎的知識は短答試験で、短答試験では課されない判断力、論理的展開力、文章表現力等は論文試験で⁽⁵⁾という役割を明確に分けた出題ということができた。

他方、同時にあまり複雑な事例等を通じた事務処理能力の有無を判断することはできないという側面も有していた。事務处理的な問題については、平成 12 年に弁理士法の改正がなされた後は、かなりの改善がなされたが、同時に論文試験が短答試験的な問題となってしまったことは否めないと思う。

5. 5 実用新案法の特許法との一元化（その影響）

旧試験では、特許法と実用新案法が全く別科目とされ、特許法 2 問、実用新案法も 2 問それぞれ出題された。現行試験では特許法・実用新案法と 1 つの科目に統合されてしまった。

その経緯は実用新案の利用頻度が減少したこと、特許法と実用新案法とが似ているため特段科目を分けてまで考查の必要性がないと考えたからだと思われる。

ただこの点は科目特性を学び、解答として示すという弁理士の特性を活かす側面を削いでしまった。実用新案法

は他の産業財産権法と異なり、無審査で権利を付与するというかなり特異な性格を有する。そのため、2問中1問は、無審査登録主義に関する部分から出題がなされ、いわゆる難問に類する問題が非常に多かった。またもう1問は、特許法でも出題可能な部分を、ライフサイクルの短い技術を保護する実用新案法ではどう考えるべきか問う問題、すなわち同じ事項でも科目特性からどう考えるべきかを問う問題が出題されていた。

他方、現行試験では特許と実用新案法が同一の科目と括られてしまい、その後実用新案の利用頻度が少ないとの関係もあってか、実用新案法を特徴とする本格的な出題は、令和7年度の弁理士試験までなかなか出題されなかった。

そのため、知的財産法を横断的に理解することなく、科目単位で解答を得るような問題が多くなった。知的財産権の専門家として弁理士が存在し、各種の相談業務が可能である弁理士の職務からすれば、本来は各科目単位での縦型の知識のみではなく、他法域との違いを横断的に理解し、応用できる力が必要となるはずである。

この点、令和に入り特に意匠法で意匠という特性を踏まえた上で、特許の判例を意匠でも適用できるかという出題がされるようになった。この手の出題は正に本試験ならではの問題であり、その他では決して出題ができないという問題であると思う。

5.6 条約単独出題の廃止（その影響）

実用新案法と特許法が一つの科目として括られた以上に大きく変わり試験に影響を与えたのが、条約科目の単独出題の消滅である。

条約科目の単独出題が廃止された理由は、「受験者の負担軽減の観点に加えて、工業所有権に係る条約に関する学識、知識量は既に短答式による試験で考査していること、さらに、条約の解釈・判断についても、国内法令を離れて条約単独の解釈等を問うよりも、工業所有権法令の範囲内で考査することの方がより適当であるとの考え方によるものである。」⁶⁾とされ、条約の知識は、特許法や商標法等の国内法の中で問うこととされた。

確かに条約単独出題ではあまり解釈の余地がなく、暗記中心の出題が多かったことは否めない。

ただ条約にも国内法の一般法と特別法の考え方のように、一般的な事項を問う「一般条約」たるパリ条約と、その「特別条約（特別取極）」である特許協力条約（PCT）、マドリッド協定の議定書、ハーグ協定のジュネーブ改正協定等の条約がある。またパリ条約の特別取極ではないが、パリ条約を最低限遵守すること（TRIPS協定2条1）されているTRIPS協定がある。これら相互の関係を考えるとその体系が明確に理解できる。また条約は各国内法の上位規範であることから、諸外国の法制はかなり近似したものが多い。国内法の理解を完全にし、国際条約の内容を通じて海外法制を考え理解する力が養われれば、諸外国法制の内容の理解を紐解く鍵になるのではないだろうか。暗記中心であるというのは作問の工夫によりいかようにもなるものであり、条約から諸外国法制を見る目ができれば、他国の代理人に繋げる仕事を必要とする弁理士の可能性は他士業以外に非常に広いと考えている。

また国内法の中で条約を問う場合、ほとんどは優先権やPCTの国際出願の国内移行等の定型的な問題以外でのバリエーションの作問は作成し難く、同じような問題が例年問われるようになってしまう。このように言うのは簡単だが、なかなか本試験問題として問うことは難しいのかもしれない。

ただこの国の弁理士も共通事項の学びは条約の知識であり、その条約の知識を活かして各国法制を理解できるか否かという点が弁理士評価の一つであると先輩弁理士に言われたことがあった。この点はまさに妥当な見解だったと感じている。弁理士の仕事の将来の広がり考えた場合、条約科目の重要性は条約を論文試験から廃止した時代とはかなり異なるし、条約本体の理解は体系を有しており、何も国内法のみで問うことが適切だとは断定しがたいと思う。それらからすると、条約科目については範囲をしっかりと明記した上で再度見直しの必要があるのかもしれない。

なおこの点は更に述べていきたいと思う。

5.7 旧試験時代の口述試験

旧試験では、口述試験は論文迄行けば基本落ちない試験ではあったが、現行試験とは違い全ての科目を1室で行

うというところに違いがあった。そのため、試験会場（私が受験した時は特許庁の審判廷が控室であったと記憶している）は全科目の試験官全員と総括質問の試験官が同席のもとで行われていた。そのためか不公平な試験と受験生から見られるようなことはあまりなかったと感じている⁽⁷⁾。

更に、現在スタートアップ企業等では知的財産権を様々な形で権利化してサポートして欲しいという弁理士に対する期待が増えてきた。各科目を各部屋でそれぞれ問うだけではなく、最後に試験科目全体を見渡して応答できるか否かという制度に変えることもこれからの弁理士試験には必要なのではないだろうか。

その意味では、弁理士試験の最後に課される試験を単にコミュニケーション能力の可否を見て終了とするのではなく、新たな活用の仕方があるのではないかと思う。

6. 現行制度当初（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）

6.1 概要（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）

このように平成12年改正前までの弁理士試験は、それぞれの試験ごとに異なる観点からの考査を果たしていた。同時に特に論文試験は、知識の偏重、悪く言えば暗記中心で、複雑な事案に対応できるような事務処理能力を問うには適していないという問題点もあった。更に弁理士法の改正により、弁理士の職掌権限の拡大から不正競争防止法と著作権法とが短答試験で問われるようになると共に、論文試験は特許・実用新案法、意匠法、商標法となり、条約は其中で問われるようになった。

選択科目も多くは大学院等の免除資格を有していれば選択科目が免除されることとされたことから、受験者の負担の軽減が図られ、一時的な受験生の増加に寄与することに繋がった。

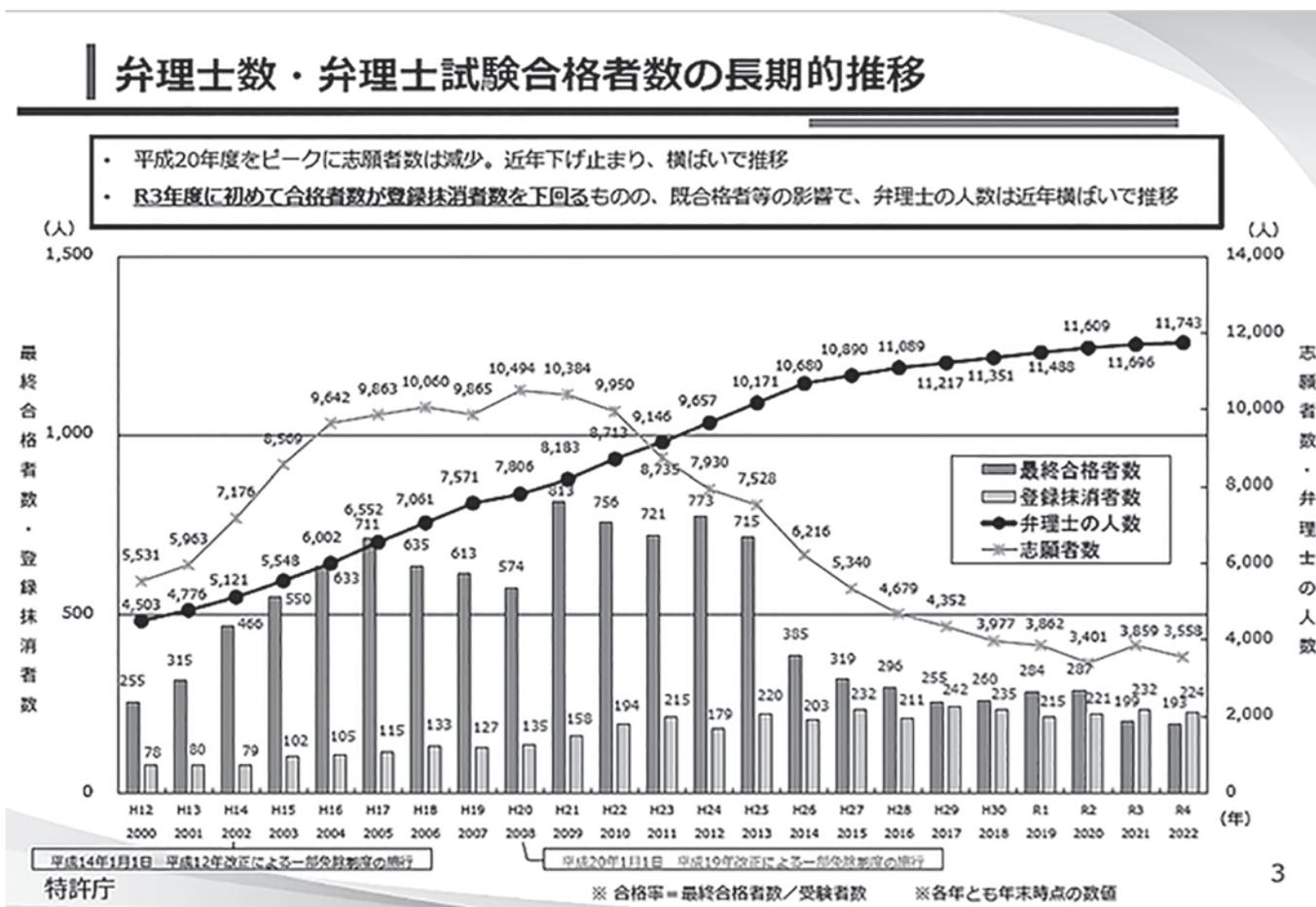


図1 弁理士制度の現状と今後の課題 令和6年1月29日 特許庁3頁

6.2 短答試験（平成14年～平成16年あたりの弁理士試験）

短答試験では著作権法と不正競争防止法が問われるようになったが、試験当初ということもあり、条文そのもの

を問うような試験問題が多かった。この出題方式は審査基準や、審判便覧等によって画一的な規定が存する産業財産権法とは異なるものであった。しかし著作権や不正競争防止法が適用されるのは、個々の事案に対する争訟の場面であり、その事案ごとに結論も異なる。そのため、近時は「～のうち最も適切なものはどれか」というような出題形式になり条文の丸暗記では対処できないような問題が増えた。著作権や不正競争防止法の適用場面が、個々の争訟の場面であることから、審査基準等により画一的判断が重視される産業財産権法とは異なるものである以上、これらの科目の考査は本来この手の出題が最適であると思う。また、これらの科目を短答試験で事案を考えながら解くことは、産業財産権の侵害部分の理解を具体的に想起し得ることが可能となるという側面もある。単に周辺業務法という位置づけ以上に、知的財産権を法律として学ぶということに対して果たす役割は大きい。

6. 3 論文試験（平成 14 年～平成 16 年あたりの弁理士試験）

現行試験制度になってからの論文試験は抽象的な問題ではなく、具体的な事例を通じて考えるという傾向に変わった。さらに形式以上に、この時期（現行制度導入直後）は事例を通して、法の考え方等の本質を問う本当の意味での論文試験であった。現在ほどの長文ではなく、文章読解にはさして時間を要しない。また設問も旧試験制度のような大問形式ではなく、現在のような小問形式で問われるものではあったが、各小問形式がそれぞれ独立であるとの記載がない点も特徴的である。

【平成 15 年度特許法・実用新案法】弁理士試験論文試験

【問題Ⅱ】

甲は、医薬品の成分である物質 A を対象とする特許権（物質特許）を有している。その特許権の存続期間は、平成 12 年 8 月 1 日までであったものの、甲は、延長期間を 3 年とする存続期間の延長登録を既を受けている。甲は特許法第 67 条第 2 項の政令で定める処分（医薬品の製造の承認）を受けておらず、甲の通常実施権者である丙のみが上記処分を受けており、丙はそのために上記特許に係る発明を実施することができない期間が 3 年以上あった。丙の通常実施権は登録されていない。

乙は、平成 13 年 1 月ころから、物質 A を製造し、医薬品の製造の承認に必要な資料を得るために、同物質を使用して、臨床試験を開始した。

甲は、平成 13 年 12 月に、乙を被告として、同物質の製造、使用の差止めを求める訴えを提起した。

この場合、被告の立場である乙が検討すべき次の事項について、訴えの提起時を基準として、論ぜよ。

- (1) 特許法第 69 条第 1 項の規定に関する事項について
- (2) それ以外の事項について

（参考）本試験平成 15 年特許・実用新案法【問題Ⅱ】

従って小問 (1) が〇〇であるから、小問 (2) の結論は△△であるべきだという思考で論述が可能で、記載しようと思えば相当量を、どの順番で記載すると流れが生じるかという文章表現力までも問うことが可能であった。

問題形式が変化した経緯は推測に過ぎないが、知的財産権法を専門とする大学教員が弁理士試験委員に選考されたこと、弁理士の業務が産業財産権の特許庁に対する代理業務以外にも広がり、法的な素養が要求されるようになってきたからではないと思われる。

ただこの形式は、弁理士合格者の急増に伴い客観的な採点が要求されることからか、かなり問われる内容が変わってしまった。

7. 平成 17 年～平成末前後の弁理士試験

7. 1 短答試験（平成 17 年～平成末前後の弁理士試験）

科目別合格基準制度を設けた他に、全体的に非常に長い問題文となった⁽⁸⁾。そのため読解に時間を要する形式の問題が増えた。ただ内容自体は特定の時期の条約科目を除いては、明確に枝が切りやすい。長文問題で読解に時間を要するという点は、論文試験は尚更で、この時期は短答試験も、論文試験も事務処理能力の考査を見るように変容した感がある。弁理士人口の早急な拡大と共に、実務上処理能力の高い人材を欲したことがこのような試験傾向を生み出した要因の一つではないだろうか。

7. 2 論文試験（平成 17 年～平成末前後の弁理士試験）

論文試験の多くは事例問題であり、この点は平成 16 年辺りとは変化はないが、侵害等の部分では主として論点問題や判例問題が多く問われるようになった。この時期は平成 16 年の法科大学院制度の開始により、知的財産権法が各法科大学院で講義されるようになり、その講義書として様々な学者が記載した知的財産権法関連の基本書や判例集が出版されるようになった。これに併せ、論文試験の侵害系での出題部分は、判例事項や侵害系の問題点を小問形式で多数問うようになっていった。これは、新たな基本書等が登場したことも要因の一つと考えられる。確かに、基本書としては、旧試験時代にも吉藤幸朔先生の特許法概説、高田忠先生の意匠法、斎藤瞭二先生の意匠法概説、網野誠先生の商標法等があったが、その多くは対特許庁に対する手続きや制度概要が主として記載され、侵害事項の部分は主として問題点と結論部分の記載に終始し、結論に至る理由付けまでは明確に記載されていないものが多かった。

この点はある程度、新たな基本書が登場したことで払底された感があるが完全ではない。知的財産権法は、一般法たる民法の修正であるという点は前述した通りである。また現在、出版されている基本書の多くは法科大学院生や法学部生向けに記載されていることから、一般法的な事項については理解していることが当然ということで記載されている。そのため、結論を導き出す際に必要な一般法の説明部分が省略されている場合が多く、法律を学ぶ最初が知的財産権法からとしている弁理士受験生の多くは、基本書の記載だけでは深い理由付けを学ぶことが難しい。

またこれを小問形式で何問も問う現行試験では、1つの論点事項を記載できる量が非常に少なく、論文といっても結論のみを記載することで精一杯となってしまう。更に事例問題は、問われている箇所を解決する上で必要な条文の部分の当てはめを行うことが必要となってくるが、答案練習会での答案の中には、問題解決に関係のない部分までも引用してくる答案を多く見かける。現行試験ではあまり量を記載できない。条文の適切な部分のみを抜き出して十分に評価し、当てはめること自体も法的な判断力であると思う。この点、試験は異なるが司法試験令和 6 年の知的財産法の「採点実感」の法科大学院教育に求めるもの、「問題文に提示された事実の中から必要な事実を過不足なく拾い上げようとする姿勢の見られない答案、問題文の事実をただ並べたのみで、それらが条文のどの要件に対応し、どのように評価されるかを述べていない答案が目についた。今後の法科大学院教育には、引き続き、基本となる条文解釈の重要性を意識させ、こまめに条文を確認して学習する習慣を身に付けさせる教育、基本的な論点を偏りなく学ぶとともに、各論点について、どの条文のどの要件について問題となるのかなどの基本を踏まえた上で、深く分析することに力点を置いた教育を行うことが期待される。」という記載が1つの参考になるのではないだろうか⁹⁾。

更に判例内容を問う問題については、判例の事案と多少異なる、本試験ならではの条件設定がなされている出題例が多く見られる。本来この事項を意識した答案の作成を求めているのではと思われるが、その点は試験問題の小問数が多すぎることから、仮に気づいてもそこまで記載ができない。短答試験での知識を記載するだけで、短答試験を通過した受験生に論文で重ねて同じような事項を問い、論文試験で問われるべき判断力、論理的展開力、文章表現力等は問えない形式はいかがであろうか。当時は受験生が急増したため、複数人で客観的な採点が必要となることから、仕方がないのかもしれないが、明細書等の文章を記載することが弁理士の中心業務である以上、展開力や文章表現力等も考查できるような試験問題を、試験時間との兼ね合いで出題することを検討して頂きたい。

8. 平成末・令和以降の弁理士試験

8. 1 問題文の変化（論文）

平成 30 年代から令和に入り、弁理士試験はかなり変わってきた。特に論文試験の作問にはかなり工夫がなされてきたと感じる。弁理士試験の受験者の減少とともに合格者の人数が減少し客観的な採点が可能となってきたこと、事例問題での作問に限界が来たことも一つの要因なのかもしれないが、論文問題に相応しい問題が多くなってきた。

8. 2 論点を正面から記載させる問題の登場

平成 30 年辺りから法律の解釈を正面から問うような問題（論点）が出題されるようになってきた。論点は見方によって様々な見解が分かれるからこそ、論点であるが、今までは意識せず単純に自己見解のみを記載するのが平成時代の多くの論文試験であった。これが、平成 30 年辺りの試験問題から変わってきた。平成 30 年の商標法の出題では「商標法 3 条 2 項の要件の同一性を厳格に解釈すべきか否かについて論ずること」が求められ、令和元年の商標法では「不使用取消審判の登録商標の使用が、商標的使用態様であるべきか否か」について両者の見解を記載させた上で自己見解を示すというように、法律の解釈を正面から問うような出題がなされるようになった⁽¹⁰⁾。

【令和元年商標法問題 I】 弁理士試験論文試験

商標法第 50 条（不使用取消審判）の規定に関し、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してはマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

(2) 登録商標の使用の立証において、いわゆる「商標的使用」（自他商品・役務識別機能発揮する態様での使用）を必要とする立場と「商標的使用」を必要としない立場とがある。商標法第 50 条の趣旨に照らして、以下の①～③に答えよ。

- ①「商標的使用」を必要とする立場について説明せよ。
- ②「商標的使用」を必要としない立場について説明せよ。
- ③いずれの立場が妥当と考えるか論ぜよ。

（参考）令和元年商標法問題 I（2）

また、論点はそもそも何故？その点に分かれるかという指摘（問題の所在という）が必要で、今までにこの点は問題文に明記されていなかった。そのため何故見解が分かれるかを意識せずに学ぶという風潮が受験生に強かったように思われる。そのためか、この点も明確に示して論述するように問題文で示唆するような出題が平成 29 年の商標法でも問われるようになってきた⁽¹¹⁾。

【平成 29 年商標法問題 II】 弁理士試験論文試験

(4) 上記商標権侵害訴訟において、甲は乙が有する上記商標登録が商標法第 8 条第 1 項に係る無効理由を有していることを発見したが、すでにその商標権の設定の登録の日から 5 年を経過していた。この場合における甲の抗弁の可否につき論ぜよ。

なお、抗弁の可否を論ずるにあたり、問題の所在を述べた上で、抗弁を可とする場合と抗弁を否定する場合のそれぞれの理由に言及せよ。

（参考）平成 29 年商標法問題 II

8. 3 科目特性を問う問題の出現

前述したように実用新案法が特許法と括られた以降、ほぼ出題されていなかった、科目特性を意識した問題が意匠法で出題されるようになった。

意匠法は物品の形状等による創作の保護を行う法律であるため、創作法として特許法に近い性質を有すると共に、物品の形状等を保護するという側面から競争法的側面をも有する法律である。またデザインの保護という性質から、著作権法や不正競争防止法と被ることが多く、意匠法特有の性質は何かが要求される。更に令和元年の改正によりデザイン保護が重視され、その保護対象が物品だけではなく、建築物や画像にも拡張した。そのため、他法と比較しての意匠法の特異性の他に、従来から保護されてきた物品の意匠と同じような考え方で建築物や画像等の意匠においても保護することができるかについても考えることを求めることが必要になった。例えば、特許法の判例の立場がそのまま適用できるか否かについて問うた出題が令和 7 年度（真正商品の並行輸入）、令和 6 年度（意匠権消尽後の再生産となるためには意匠はどのようなことが必要か）、令和 5 年意匠法（「ウォーキングビーム式加熱炉事件」（最判昭和 61 年 10 月 3 日判決）で述べた実施の準備行為が、建築の意匠にも同様に当てはまるか）等、意匠法特有の性質を考えて解答させる問題が出題された。これは、従来のように既存の知識を問うだけではなく、これらの知識を前提とした上で、科目特性を踏まえた自己見解を述べることができるかを問うた問題である。

現在弁理士の周辺を取り巻く環境は、AI や新たな仮想空間の中での知的財産の利用に対する保護や権利行使等、今まで想定していない問題に直面している。その際にいきなり新たな考え方を想起することは難しい。まずは既存

の知識の中で似通った問題に対する事項を発見し、その既存事項と新たな対象との違いを考えて妥当な解決方法を探ることになる。

新たな対象との関係でどういう見解や解決方法があり、その中で一番妥当だと考えるものは何かという新たな問題に対するアプローチ手法や考え方こそが、これからの時代に弁理士に求められる力であると試験問題は語っているのではないだろうか。

8. 4 条約を国内法で問う出題

さらに、これらの新たな問題は国際会議や各国の法制度の理解が重要になってくる。ただ、条約については国内法で問われるようになってきたことから、長らく優先権や国内移行等の問題が毎年のように問われてきた。これら制度は弁理士として最低限必要な知識ではあるが、これでは国内法の上位規範である条約の記載を理解し、それが国内法でどう反映されているかを考え、その国内法との比較で海外法を知る鍵となる思考が育たないのは前述の通りである。短答試験で条約の知識を問うことから条約の知識は担保されているといっても、それはあくまで各規程の点としての知識に過ぎない。また短答試験では条約が10問である。この10問という出題数は旧試験での問題と同じである。旧試験ではパリ条約と特許協力条約(PCT)しか主に問われてこなかったが、現在最低限理解しなければならない条約の数⁽¹²⁾からすれば少な過ぎる。

その結果、どの条約も全体的な体系をつかめず、虫食い状態の知識となってしまっているのではないだろうか。更に短答試験での問われる「点的な知識」は条約の中でも、解釈の余地が少ない特許協力条約やマドリッド協定議定書等の「手続的な条約」には向くのかもかもしれない。

一方、条約には、パリ条約やTRIPS協定のように実体内容について規定した条約(以下「実体条約」という)もある。この実体条約は各国の利害対立の結果として規定されたものであり、その規定ぶりや規定に至る経緯を知ることで海外法制やAI等の新規分野に対する海外の考え方を知ることができる。またこれら実体条約の中での各国(特に米国、ヨーロッパ、途上国、南北問題等の利害対立が激しい国々)の国際会議での主張、それをどう国際会議で議論し各国が妥協してきたのかを学ぶことで各国の実体内容に関する方向性を知ることができる。そしてこのことは、今後の知的財産権の世界的潮流を知る事ができるという点では、弁理士の地位や世界を見据えた働き方が広がることにも繋がるものと考えられる。またこれらの点は後藤晴男先生の「パリ条約講和」や、尾島明先生の「TRIPS協定逐条解説」等にもかなり詳細に規定されていることから、学習は危惧するほど難しいわけではないし、条約を学ぶこと自体が他士業との間に明確な差別化となり得ると考えている。その意味では単純に点として短答式試験で問うだけでは不十分であり、特許や商標等の国内法で条約関係を問う場合にも、国内法の解釈と絡めて条約自体の理解力を問うことが必要だと考えている。

8. 5 実務的視点を問う問題

弁理士試験は実務的要素が乏しく、それに関しては新人研修で担保している。ただ実務に関する知識のみではなく、考え方について現行制度の枠内で弁理士試験でも問うことができる。令和7年度の本試験では実務に近い問題が出題された。この問題の意図が原則共同申請でなければ移転申請ができないのは何故か?そして例外として単独でできる場合があるが、何故それが許されているのかという理由付けまで問うているのであれば、なかなか考えさせる問題であり、今後新たな問題のトレンドになるのかもかもしれない。

【令和7年特許・実用新案法問題I(3)】弁理士試験論文試験

甲と乙は、特許権Pを甲から乙に譲渡する契約を締結したので、特許権の移転に関する手続きを行いたいと考えた。この場合、乙は、単独で特許権Pの移転に関する申請を行うことができるか。手続に必要な様式を参照しつつ解答せよ。

(参考) 令和7年特許・実用新案法問題I(3)

9. 弁理士試験問題を振り返って

弁理士試験の内容を振り返ってきた。旧試験時代には弁理士の数は極端に少なく、またその内容も暗記的要素が

強かった。そのため、現行試験制度では有為な事務処理能力にたけた人材を早急に欲したのだろう。弁理士試験の問題も事務処理型の問題が増え、長文の事例問題が好まれてきたのかもしれない。しかし、事務処理の速度は更なる発展が見込まれる AI 等には到底及ばない。

判例検索等も、文言検索である程度可能な時代になり、過去の判例を一言一句違わず表現できるか否かは弁理士として昔ほどの重要性はない。個々の判例の事案の特性を考え、類似事案ならばどの程度の範囲までその判例の適用が可能か等の事を考える力が判例を学ぶ意義であると思う。

また物事の説明をするには優先順位や、流れの筋が必要である。これは企業内でプロジェクトの説明を行う場合であろうが、事務所弁理士としてクライアントに説明する場合でも必要な能力であるが、弁理士試験の市販の解答例等を見るとその点を考慮していない答案例が散見される。確かに、試験問題が「～に対し採り得る措置について説明せよ」と問うている以上、とり得る項目を羅列すれば題意に対して答えたことになるのかもしれない。ただし、弁理士が今後出願手続のみならず、ビジネス戦略や標準化戦略に絡めた知財の取得や活用を助言するコンサルタント業務、スタートアップの資金調達などにおける知財の活用や価値評価に係る知財専門家としての役割が期待されている以上、それのみでは足りないのではないだろうか。

試験問題は特許庁及び試験委員の努力により、本試験でなければならぬ問題に変わってきたと思う。ただ残念なのは試験委員側の意図が明確に知ることができない点である。確かに、現行制度の開始により試験問題の公表論点が試験後開示されるようになったことから、ある程度、記載すべき項目を知り得る余地を与えてはくれる。しかしこの公表論点の記載が時代と共にかなり簡単な記載になっているように感じる。試験は異なるが、司法試験で試験後に開示される「論文試験の趣旨」は相当の記載量と説明がなされている⁽¹³⁾。

更に、司法試験ではその後に試験委員の採点の実感⁽¹⁴⁾である「採点実感」が公開される。採点実感は概ね(1)採点方針、(2)採点後の考査委員の実感、(3)法科大学院教育に求めるもので構成され、これにより何が問題で、どう記載すべきか、どう学ぶべきかが示される。これにより受験生の対策も学ぶ姿勢も変わってくるものと思う。確かに「問題の趣旨」を司法試験と同じように記載することや、その後の「採点実感」を記載することを課すことは試験委員に過度の負担を強いることにもなるため非常に困難な点を伴うかもしれない。ただ、今後の弁理士試験における知財教育という側面からは是非この方向性を強く打ち出して欲しいと感じている。

10. 最後に

試験制度を大きく改正した大きな目的は、試験科目の簡素合理化により受験者層の拡大を図り若手の参入を図るといった政策目的からとされている⁽¹⁵⁾。

この点、志願者数の拡大は平成 20 年（志願者数 10,494 名）を境にして暫時減少しており、また弁理士の構成も若手が目指す資格とはいえないようになってしまった。

弁理士の年齢構成

- 若年層が縮小し、中高年層が拡大
- 2022年末時点で、60歳以上が約3,000人（全体の約1/4）

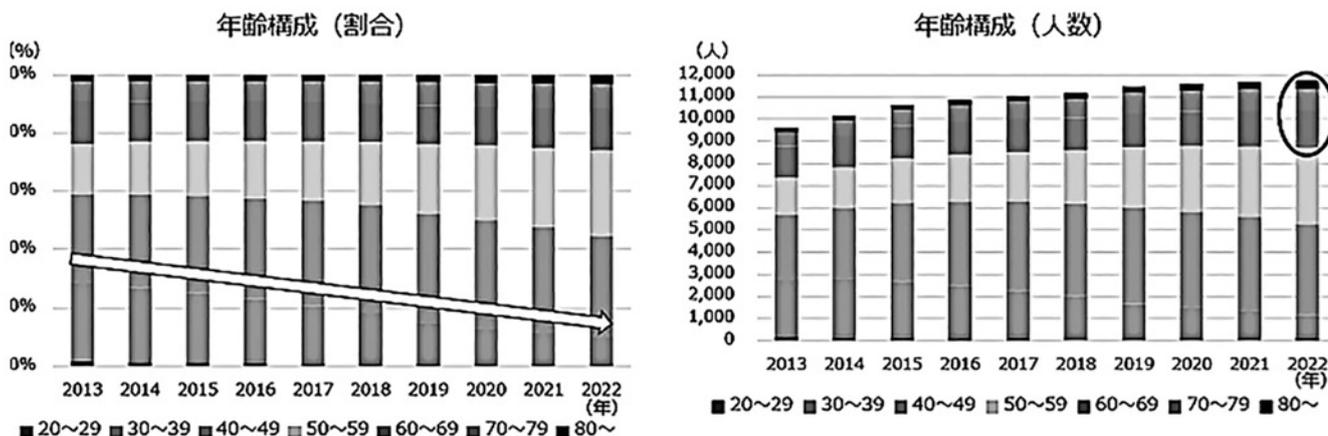


図2 弁理士制度の現状と今後の課題令和6年1月29日特許庁

確かに、旧試験制度から改正前後の頃は専門受験生がかなりの数がいて、私も受験機関で土日以外の昼間に受講するクラスの受験指導を行っていた。

現在、専門受験生はほぼいない状況で、学生を含めた若い方がファーストキャリアとして弁理士を取得しようという人数が減少しているように感じる。

私自身、ファーストキャリアは企業の知的財産権本部からのスタートであったが、それは弁理士という資格取得者が極端に少なく、その資格や職業を知ることが少ないことが大きかった。

現在は弁理士の数も増加すると共に、日本弁理士会含め様々な取り組みを行っている。そのため資格の認知度は当時とは異なる。ただ、ファーストキャリアとなり得る大学生などに対し、弁理士取得することが将来に期待感を抱かせるような像として映っていないのかもしれない。

弁理士は資格の活かし方次第では様々な国に対する代理人への窓口になり得る資格であり、働く範囲は非常にグローバルであり広い。

また AI 等新たな領域、すなわち今までルールがない場面に対してどう対応していくかという側面に携わりやすい。いわゆる未知の領域に対し関わる士業として弁理士は最も先端の資格であると思う。このことが上手に大学生等のファーストキャリアの選択をする情報として繋がって欲しいと考えている。

そしてそのような国際性、先端性、学際性を有する弁理士としての考査試験として弁理士試験がある以上、その試験制度や試験問題についても更なる検討が必要なのかもしれない。

以上

(注)

(1)平成10年産業財産権（工業所有権法の解説）58頁以下参照

(2)工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会「弁理士試験の具体的実施方法について」

<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/document/shiken-gaiyo/shiken-jisshi-hoho.pdf>（2025年12月3日閲覧）

(3)令和6年度弁理士試験最終合格者統計では241回（令和5年は278回）。

https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/shiken-tokei/document/2024/8_saisyu_goukaku.pdf（2025年12月3日閲覧）

(4)改訂第5版 条解弁理士法124頁以下参照

- (5) 弁理士試験の具体的実施方法について <https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/document/shiken-gaiyo/shiken-jisshi-hoho.pdf> (2025年12月3日閲覧)
- (6) 「弁理士制度の見直しの方向性について」平成19年1月産業構造審議会知的財産政策部会) 特許庁への国際出願手続も弁理士の独占業務ではあるが、実体審査の部分は各国へ移行してから行われ最初の出願手続のみがその対象であるため、短答式試験の条約科目で求められている知識でカバーできるものである。
平成17年度の弁理士試験受験者における、短答式試験の条約に関する問題の正答率は56.4%であり、他の分野の正答率は53.7%。論文式試験においては、条約の解釈・判断を要求する問題が含まれている商標法の平均得点は54.0点(100点満点)、他の科目は特許・実用新案法56.6点(100点満点換算)、意匠法54.3点(100点満点)。
- (7) 平成26年産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」(案)で口述試験を巡る不公正感があった旨が記載されている。
- (8) 総合得点の満点に対して65%の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、科目別の合格基準を下回る科目が一つもないこと。なお、科目別合格基準は各科目の満点の40%を原則とする(特許庁)
- (9) 令和6年司法試験採点実感 知的財産法
- (10) (参考)として挙げた平成29年弁理士試験の商標法問題Ⅰを参照
- (11) (参考)として挙げた平成29年弁理士試験の商標法問題Ⅱを参照
- (12) 現在はパリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書、ジュネーブ改正協定、TRIPS協定、国際出願法等は最低限としてその他の条約も試験では必要で、旧試験当時のパリ条約と特許協力条約(PCT)2つのみという時代とはかなり異なる。
- (13) 司法試験令和6年論文式試験出題の趣旨 <https://www.moj.go.jp/content/001427191.pdf> (2025年12月3日閲覧)
- (14) 司法試験令和6年採点実感21頁～24頁 <https://www.moj.go.jp/content/001429893.pdf> (2025年12月3日閲覧) かなり詳細に記載されている。弁理士試験の公表論点は各小問一行程度にとどまる。
- (15) 知的財産専門サービス小委員会の報告書(平成11年12月22日)

(原稿受領 2025.9.30)